

奈井江町感染拡大防止措置実施事業実施要領

1. 事業の内容

事業を継続する上で必要な感染拡大防止のために行う感染防止対策の取り組みに要する費用の一部を助成する。

2. 助成対象者

本事業の助成対象者は、町内に事業所を持つ法人または個人事業主であり、6カ月以上継続して町内で事業を行っている者であること。

3. 助成対象事業

助成対象となる事業は、次の（１）に掲げる要件を満たす事業であることとします。

（１）感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組であること。

<取組事例>

* 本取組の助成対象経費の詳細は、「4. 助成対象経費」をご覧ください。

【感染拡大防止措置の取組事例イメージ】

- 消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入、消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入
- マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入
- 清掃作業の外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入
- アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入、施工
- 換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工
- クリーニングの外注、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入、従業員指導等のための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入
- ポスター、チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）

※消耗品等購入に係る経費は、2020年6月12日以降助成対象期限までに購入及び使用したものに限ります。なお、「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。

4. 助成対象経費

(1) 助成対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 2020年6月12日以降に発生し対象期間中に支払、使用等が完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) 助成対象となる経費について

助成対象となる経費は、助成事業期間中に発生する、感染防止対策の取組に要する費用の支出に限られます。助成事業実施期間中に実際に使用し、感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要となります。

(3) 感染防止対策の取組において、助成対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の助成対象外となります。

経費内容
①消毒費用、②マスク費用、③清掃費用、④飛沫対策費用、⑤換気費用、⑥その他の衛生管理費用、⑦PR費用

【各費目の説明】

①消毒費用

消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な消毒のための機械装置、消毒液・アルコール液の購入、外注に要する経費が助成対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の購入は助成対象となりません。
- ・消耗品（下線）は、2020年6月12日以降助成対象期限までに購入及び使用したもののみが助成対象経費となります。「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。
- ・外注する場合は、外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である助成事業者に成果物等が帰属する必要があります。

②マスク費用

マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要なマスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入に要する経費が助成対象となります。通常の生産活動のための投資の費用、単なる取替え更新の購入は助成対象となりません。
- ・消耗品（下線）は、2020年6月12日以降助成対象期限までに購入及び使用したもののみが助成対象経費となります。「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用量等を管理する必要があります。

③清掃費用

清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な清掃のための外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入に要する経費が助成対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の購入は助成対象となりません。
- ・消耗品（下線）は、2020年6月12日以降助成対象期限までに購入及び使用したもののみが助成対象経費となります。「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。
- ・外注する場合は、外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である助成事業者に成果物等が帰属する必要があります。

④飛沫対策費用

アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な飛沫対策のためのアクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入、施工のための外注に要する経費が助成対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の購入は助成対象となりません。
- ・消耗品（下線）は、2020年6月12日以降助成対象期限までに購入及び使用したもののみが助成対象経費となります。「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。
- ・外注する場合は、外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である助成事業者に成果物等が帰属する必要があります。
- ・施工において50万円（税抜き）以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、助成事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（助成事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。

⑤換気費用

換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な換気のための機械装置の購入に要する経費が助成対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は助成対象となりません。
- ・施工において50万円（税抜き）以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、助成事業が完了し、助成金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（助成事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。

⑥その他衛生管理費用

ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な衛生管理のための上記費目（①～⑤に該当するものを除く）の購入、外注に要する経費が助成対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は助成対象となりません。
- ・消耗品（下線）は、2020年6月12日以降助成対象期限までに購入及び使用したもののみが助成対象経費となります。「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。
- ・外注する場合は、外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である助成事業者に成果物等が帰属する必要があります。

⑦PR費用

ポスター・チラシの外注・印刷費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な周知・PRのための外注に要する経費が助成対象となります。通常の生産活動のための投資の費用、単なる更新の費用は助成対象となりません。従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限ります。
- ・チラシ等配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが助成対象経費となります。「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、配布日、配布数等を管理する必要があります。
- ・助成事業期間中の広報活動に係る経費のみ助成対象にできます。（2020年6月12日以降助成対象期限までに経費支出をしても、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者等に認知される）のが助成事業期間終了後となる場合には助成対象となりません。

（4）①から⑦に掲げる各費目に係る経費以外は、助成対象外となります。また、上記①から⑦に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 1)感染防止対策に合致しないもの
- 2)必要な経理書類を用意できないもの
- 3)自社内部の取引によるもの（助成事業者が助成事業者以外から調達したもののうち、①から⑦に掲げる経費のみ助成対象とする。）
- 4)販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 5)オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- 6)保証金、敷金、仲介手数料等不動産の賃貸に際し必要となる経費
- 7)電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 8)名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、

USB メモリ・SD カード、電池、段ボール、梱包材の購入など、感染防止対策目的であることが明確でないものは助成対象外。)

- 9)雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 10)茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 11)不動産の購入・取得費、修理費、車検費用
- 12)税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 13)金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 14)公租公課（消費税・地方消費税は、（消費税等を助成対象経費に含めて助成金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、）助成対象外とする。）
- 15)各種保証・保険料
- 16)借入金などの支払利息および遅延損害金
- 17)免許・特許等の取得・登録費
- 18)講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- 19)商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 20)役員報酬、直接人件費
- 21)各種キャンセルに係る取引手数料等
- 22)補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 23)上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（５）その他、助成対象経費全般にわたる留意事項

- ・ 助成事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。助成対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

5. 助成率等

（１）奈井江町感染拡大防止措置実施事業に係る助成率等は以下のとおりです。

助成率	助成対象経費の10分の9以内
助成上限額	20万円

※ 助成金は精算払いとなります。

6. 申請手続

(1) 受付締切と手続の流れ

募集開始 : 2020年 6月12日 (金) <実施要領公表>
申請受付開始 : 2020年 6月12日 (金)
申請受付締切 : 2020年 7月15日 (水)

【1. 助成金申請の基本的な手続の流れ】

- ① 「事業計画書」(様式1)を作成してください。
- ② 「事業計画書」(様式1)を奈井江町商工会窓口(通常業務時間内)に提出下さい。
- ③ 奈井江町商工会が事業の決定通知書を発行します。
- ④ 決定通知書が発行された後に発注や購入手続を開始してください。

(2) 申請書の提出先・問い合わせ先

奈井江町商工会
〒079-0313 奈井江町本町2区
電話番号 0125-65-2151

- ◇申請書類は、直接持参によりご提出ください
- ◇問い合わせ等は、奈井江町商工会事務局にて受け付けます。
- ◇受付時間は、8:30~12:00、13:00~17:00(原則、土日祝日・年末年始除く)です。

7. 事業実施期間等

・奈井江町感染拡大防止措置実施事業の「事業実施期間」「事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。

事業実施期間：交付決定日から実施期限(2021年1月31日(日))まで
事業実績報告書提出期限：2021年2月10日(水)